

地方独立行政法人長野県立病院機構業務方法書の変更について

1 改正の理由

現行の定款を改正し、第17条に看護師養成所の名称等を追加したことに伴い、業務の範囲を定めた第17条を第18条に変更したため、業務方法書の所要の改正を行う。

2 改正の内容

改正案	現 行
(法人の行う業務) 第3条 法人は、地方独立行政法人長野県立病院機構定款（以下「定款」という） <u>第18条</u> に規定する業務を行うものとする。	(法人の行う業務) 第3条 法人は、地方独立行政法人長野県立病院機構定款（以下「定款」という） <u>第17条</u> に規定する業務を行うものとする。

3 認可期日

定款変更の日

<参考>

- 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(法第22条①)

- 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

(法第22条③)

(案)

平成 25 年 (2013 年) 9 月 4 日

長野県知事 阿部 守一 様

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会
委員長 小宮山 淳

意 見 書

地方独立行政法人長野県立病院機構の業務方法書の変更について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 22 条第 3 項の規定による地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

意見

Empty dashed box for the opinion content.